

○厚生労働省告示第百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二
十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入
所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を
次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1のイの(1)中「737単位」を「740単位」に改め、同イの(2)中「625単位」を「628単位」
に、「1,444単位」を「1,451単位」に、「737単位」を「740単位」に改め、同イの(3)中「541単位」を
「543単位」に、「950単位」を「954単位」に、「737単位」を「740単位」に改め、同イの(4)中「737
単位」を「727単位」に改め、同イの(5)中「619単位」を「611単位」に改め、同イの(6)中「557単位」
を「550単位」に改め、同イの(7)中「539単位」を「532単位」に改め、同イの(8)中「521単位」を「51
4単位」に改め、同イの(9)中「503単位」を「496単位」に改め、同イの(10)中「486単位」を「480単位」
に改め、同イの(11)中「467単位」を「461単位」に改め、同イの(12)中「465単位」を「459単位」に改め
、同イの(13)中「464単位」を「458単位」に改め、同イの(14)中「462単位」を「456単位」に改め、同イ
の(15)中「460単位」を「454単位」に改め、同イの(16)中「458単位」を「452単位」に改め、同イの(17)中

「454単位」を「448単位」に改め、同への(8)中「451単位」を「445単位」に改め、同への(6)中「447単位」を「441単位」に改め、同への(20)中「444単位」を「438単位」に改め、同への(21)中「441単位」を「435単位」に改め、同への(1)中「732単位」を「735単位」に改め、同への(2)中「675単位」を「678単位」に改め、同への(3)中「647単位」を「650単位」に改め、同への(4)中「622単位」を「625単位」に改め、同への(5)中「595単位」を「598単位」に改め、同への(6)中「568単位」を「571単位」に改め、同への(7)中「891単位」を「895単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(2)中「607単位」を「610単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(3)中「607単位」を「610単位」に改め、「1,436単位」を「1,443単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(4)中「504単位」を「506単位」に改め、「1,058単位」を「1,063単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(5)中「462単位」を「464単位」に改め、「877単位」を「881単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(6)中「431単位」を「433単位」に改め、「801単位」を「805単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(7)中「402単位」を「404単位」に改め、「676単位」を「679単位」に改め、同への(8)中「601単位」を「604単位」に改め、同への(9)中「556単位」を「559単位」に改め、同への(10)中「493単位」を「495単位」に改め、同への(11)中「479単位」を「481単位」に改め、同への(12)中「464単位」を「466単位」に改め、同への(13)中「448単位」を「450単位」に改め、同への(14)中「433単位」を「435単位」に改め、同への(15)中「417単位」を「419単位」に改め、同への(16)中「891単位」を「895単位」に

、 「672単位」を「675単位」と改め、同1の(2)中「626単位」を「629単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(3)中「626単位」を「629単位」と、「1,426単位」を「1,433単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(4)中「505単位」を「507単位」と、「1,050単位」を「1,055単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(5)中「465単位」を「467単位」と、「875単位」を「879単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(6)中「428単位」を「430単位」と、「756単位」を「759単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(7)中「405単位」を「407単位」と、「672単位」を「675単位」と改め、同1の(8)中「598単位」を「601単位」と改め、同1の(9)中「553単位」を「556単位」と改め、同1の(10)中「490単位」を「492単位」と改め、同1の(11)中「476単位」を「478単位」と改め、同1の(12)中「462単位」を「464単位」と改め、同1の(13)中「446単位」を「448単位」と改め、同1の(14)中「431単位」を「433単位」と改め、同1の(15)中「416単位」を「418単位」と改め、同1の(16)中「712単位」を「715単位」と、「703単位」を「706単位」と、「691単位」を「694単位」と、「678単位」を「681単位」と改め、同1の注5の次に次のように加える。

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に

、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

別表第1の1の注7中「対し、」のトに「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する」を加え、同1の5中「7単位」を「10単位」とし、「4単位」を「7単位」に改め、同5のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

4単位

別表第1の5の注1中「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」とし、「100分の25」を「100分の35」と改め、同1の注2中「ロ」を「ハ」と改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を加え、同注2を同1の注3とし、同1の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第1の8中「10単位」を「12単位」と改め、同8の注中「(平成27年3月31日までの間にあつては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)」を「同1の9

の注のイからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第1の10の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
別表第2の1のイの標題中「の場合」のトに「(ロに該当する場合を除く。)」を加え、同イ中「321単位」を「323単位」に、
「147単位」を「148単位」に、
「875単位」を「880単位」に改め、
同「1」のロの標題中「の場合」のトに「(ニに該当する場合を除く。)」を加え、
同ロ中「123単位」を「124単位」に、
「875単位」を「880単位」に改め、
同ロを同1のハとし、
同1のイの次に次のように加える。

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 90日目まで

355単位

(二)	91日目以降180日目まで	323単位
(三)	181日目以降	291単位
(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	90日目まで	163単位
(二)	91日目以降180日目まで	148単位
(三)	181日目以降	133単位
(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	90日目まで	968単位
(二)	91日目以降180日目まで	880単位
(三)	181日目以降	792単位
	別表第2の1のハの次に次のように加える。	
ニ	指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	90日目まで	136単位
(二)	91日目以降180日目まで	124単位
(三)	181日目以降	112単位

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 90日目まで 968単位
- (二) 91日目以降180日目まで 880単位
- (三) 181日目以降 792単位

別表第2の1のイの次に次のように加える。

1の2 ロ又はニについては、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

別表第2の1のイの次に次のように加える。

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であつて別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

別表第2の1の注6の次に次のように加える。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

別表第2の3中「7単位」を「10単位」とし、「4単位」を「7単位」とし、同3のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 4単位

別表第2の3の注1中「除く。」のトロ「以下注2において同じ。」をロと、「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」とし、「100分の25」を「100分の35」とし、同3の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトロ「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注2を同3の注3とし、同3の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職

員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第2の4の注中ただし書を次のように改める。

ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

別表第2の6の注のイからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
別表第2の6の注のハの次に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数